

環保第 249 号
令和 6 (2024) 年 11 月 15 日

(一社) 栃木県産業環境管理協会 }
栃木県計量協会環境計量証明部会 } 様

栃木県環境森林部環境保全課長

亜鉛含有量の暫定排水基準の見直しについて (通知)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃より御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【概要】

- ・亜鉛含有量について、暫定基準が適用されている電気めっき業の暫定基準適用期限を 5 年間延長する。

業種	亜鉛含有量の暫定基準値	
	現行	令和 6 年 12 月 11 日以降
電気めっき業	4 mg/L (令和 6 年 12 月 10 日まで)	4 mg/L (令和 11 年 12 月 10 日まで)

水環境担当 小野口
TEL: 028-623-3189